

平成25年第3回定例会

胆振東部消防組合議会会議録

平成25年12月26日 開会

平成25年12月26日 閉会

胆振東部消防組合

第3回胆振東部消防組合議会定例会

平成25年12月26日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 提案理由の説明
- 4 議案第 1号 胆振東部消防組合の消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- 5 議案第 2号 胆振東部消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について
- 6 議案第 3号 胆振東部消防組合職員の再任用に関する条例の制定について
- 議案第 4号 胆振東部消防組合職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 7 議案第 5号 胆振東部消防組合石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例の一部改正について
- 8 議案第 6号 胆振東部消防組合火災予防条例の一部改正について
- 9 議案第 7号 平成25年度胆振東部消防組合補正予算（第3号）について
- 10 報告第 1号 専決処分の報告について
- 11 報告第 2号 平成25年度定期監査の結果報告について
- 12 報告第 3号 現金出納例月検査の結果報告について

○出席議員

議長	海 沼 裕 作 君	3番	大 捕 孝 吉 君
1番	高 山 正 人 君	5番	山 崎 満 敬 君
2番	小笠原 直 治 君		

○出席説明員

管 理 者	宮 坂 尚市朗 君
副 管 理 者	近 藤 泰 行 君
消 防 長	五十嵐 三 雄 君
次長兼総務課長	藤 原 一 君
総務課長補佐	立 石 恵 輝 君
防災課長補佐	松 永 忠 昭 君
安平支署長	蘇 武 光 昌 君
追分出張所長	沼 尾 和 彦 君
厚真支署長	鳥 井 勝 美 君
鵲川支署長	田 村 智 君
穂別支署長	猪 狩 利 春 君

○出席事務局職員

局 長	山 崎 豊 君
書 記	横 井 幸 男 君
書 記	阿 部 齋 木 君

開会 午後2時00分

◎開会の宣告

○議 長 只今の出席議員は、5名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成25年第3回胆振東部消防組合議会定例会を開会致します。

○議 長 本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第89条の規定により、5番山崎議員、1番高山議員の2名を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議 長 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮り致します。今期定例会の会期は本日1日間と致します。
これにご異議ありませんか。
[「異議無し」という声あり]
異議無しと認めます。
よって会期は本日1日間と決しました。

◎日程第3 提案理由の説明

○議 長 日程第3、提案理由の説明を求めます。
宮坂管理者。
○管 理 者 (記載省略、議事録音有り)

◎日程第4 議案第1号 胆振東部消防組合の消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

○議 長 日程第4、議案第1号「胆振東部消防組合の消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について」を議題といたします。本件について説明を求めます。
藤原総務課長。
○総務課長 (説明省略)

○議 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
[「無し」という声あり]
質疑無しと認めこれで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。
[「無し」という声あり]
討論無しと認めこれで討論を終わります。
議案第1号について、採決を行います。
本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。
[「異議なし」という声あり]
異議なしと認めます。
よって本案は原案の通り可決することに決しました。

◎日程第5 議案第2号 胆振東部消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について

○議 長 日程第5、議案第2号「胆振東部消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。本案について説明を求めます。
藤原総務課長。

○総務課長 (説明省略)

○議 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

[「無し」という声あり]
質疑無しと認めこれで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。

[「無し」という声あり]
討論無しと認めこれで討論を終わります。
議案第2号について、採決を行います。
本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。
[「異議なし」という声あり]
異議なしと認めます。
よって本案は原案の通り可決することに決しました。

◎日程第6 議案第3号 胆振東部消防組合職員の再任用に関する条例の制定について

議案第4号 胆振東部消防組合職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議 長 日程第6、議案第3号「胆振東部消防組合職員の再任用に関する条例の制定について」及び議案第4号「胆振東部消防組合職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を、関連がありますので一括議題といたします。本案について説明を求めます。
藤原総務課長。

○総務課長 (説明省略)

○議 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
議案第3号及び議案第4号について質疑はありませんか。
小笠原議員。

○小笠原議員 再任用者の対象は説明資料に書かれている、定年退職者と言う位置づけの問題、これは特定組合員一般組合員を含めて来年3月31日退職する者から対象になるというものでよろしいか。

○議長 藤原総務課長。

○総務課長 その通りです。

○議長 小笠原議員。

○小笠原議員 そうすると今後のタイムスケジュール等についてお聞きしたい。

じつは再任用を決めるのは誰なのか任命権者なのか、これをよくよく見ますと構成町ですね。消防組合構成町は消防組合定年退職者等を常時にするのか短時間勤務者に採用するか出来るということで、あくまでもこの構成町の中で再任用が有るといふことにしっかりと構成町の方に議論で有ろうと思っ
ているんです、これでよろしいですか。

○議長 藤原総務課長。

○総務課長 只今の質問ですけど再任用対象者は任命権者と言うことで有りますが、胆振東部消防組合は、地方公共団体組織でございます。その中でまず28条の4項に常時勤務者の再任用、28条の5項に短時間勤務者の再任用、28条の6項におきましては先ほど説明しましたとおり、

○議長 小笠原議員、分かり易い質問をお願いします。
小笠原議員。

○小笠原議員 再任用の説明資料によりますと構成町が定年対象者等を常備に賃するか短時間の勤務の職に採用するか、決めるのは構成町ですね。この文章通り構成町が決めるんですね。

○議長 藤原総務課長。

○総務課長 胆振東部消防組合の職員の採用は構成町ではございません。構成町でも出来るということで有りまして、基本的には胆振東部消防組合の管理者でございます。

○議長 小笠原議員。

○小笠原議員 解りました。

あくまでも再任用の枠を含めて胆振東部消防組合本部が仕切っていくと
言うことで有りますから、来年3月31日の退職者につきましては、おそらく
7名いるだろうと思います。この7名の扱い方について今日議会で可決され
ると、再任用募集に始まって行くだろうと思います。募集によって、この7
名の枠をどの様な職種に就けていくのか、考え方についてお伺いいたします。

○議長 暫時休憩します

それでは休憩前に続き会議を再開いたします。

五十嵐消防長。

○消防長 先ほど小笠原議員の質疑に対しての説明で若干言葉足らずのところ有ったので、訂正をさせて頂きたいと考えております。

1点目の再任用の対象者の件でございますが、本再任用についてはあくまでも無年金の部分解消するためと解釈しております。先ほどの説明で一般職と特定消防職員と両方該当するというふうに話したのは、将来的に特定消防職員も順次無年金の期間が出てくるということでご説明をさせて頂いたと思います。それから再任用を定める件でございますが任命権者の関係でございますが、消防司令長以下につきましては、あくまでも消防長が任命権者になっておると考えております。消防長については先ほど申したとおり、管理者と考えております。

この様に訂正させて頂きます。

○議長 小笠原議員。

○小笠原議員 最初の説明によりますと国の政策より年金受給時期が65歳になる形の中でそれぞれの市町村におきましては再任用制度が出来ていますし、民間におきましても再雇用制度が出来て、いわゆる年金満額まで、給与体系含め勤務体系について厳しい時代だと。

消防長の説明によると、そうでは無くて一般職で無年金、全く当たらない部分だけの救済処置です。となれば1年間ぽっきりでね、いわゆる1年間しかこの再任用はないということによろしいですか。

○議長 五十嵐消防長。

○消防長 今回の再任用制度につきましては、そのように無年金の部分を解消するという事で考えております。

○議長 小笠原議員。

○小笠原議員 常備だとか短い時間勤務だとか週2回とか、何の理由が有るのですか、この対象となるのは一般組合員だけ、一般組合員は3名だけでその内、来年退職になるのは2名、これがずっと続くということで一般組合員の為の再任用制度の条例を整備したということで、確認してもよろしいですか。

○議長 五十嵐消防長

○消防長 今回は国の基準で一般職が61歳まで無年金となりますが、特定消防職員につきましても平成31年度の退職者から無年金期間が発生すると、国から示されております。その後以降順次繰り上がっていく訳ですけど、その無年金の部分を解消するというようにご理解をして頂きたいと考えております。

○議長 小笠原議員。

○小笠原議員 そうすると何の条例か解らない。この条例に当たりまして他市町村の消防職員の再任用を行っている市町村を、参考にしました。無年金だけの再任用者の為の条例を作っているのは、始めて聞きました。消防職員の再任用を作っていない市町村も有ります。作っている市町村によっては、市の職員・町職員と同等の中身で整備されているはずですが、先ほど消防長の説明に有った再任用制度については、安平町の再任用制度と全く下回るもので、いわゆる無年金しか、厚生年金については昭和28年度生まれ以降順次上がる、1年伸びていく部分しか採用されないという事で、何ともいかな物かと思えますしその意味について私は理解が出来ない。しからば一般組合員を再任用した場合にどの様な仕事をさせるのですか。

○議長 近藤副管理者。

○副管理者 再任用職員を任用したら、国から示されております、すでに一般職員については、例えば我が町ですけども職域分の年金が既に半額となっており、消防組合でもそうで有りましたけれども無年金期間は無く、年金半額部分が支給されて今まで退職されて来た。先ほど安平町の例もお話されていた、安平町も数年前から小笠原議員の65歳まで年金が半分になるのでその様な任用をされていると聞いています。

今回消防で、ご提案申し上げている中身につきましては、厚真町・むかわ町も先週それぞれの町議会で議決されておりますが、この無年金期間について、まずは救済する考え方で再任用制度を作っております。再任用につきましては制度上は国と同じように、今回の条例の中身につきましては、標準的な条例の作り方をいたしております。

再任用される職員につきましては、この無年金期間だけは何とか救済しようと今回の制度改正をしております。短時間勤務というのは、体調とか業務によりますが本人の希望を優先するという事で、制度上は短時間勤務を作っておりますが、基本は常時勤務フルタイム勤務を想定をいたしております。先ほど説明しました給与につきましても、基本は2級を標に考えて行きたい。

短時間勤務につきましては勤務時間が減じた分を減額させていくような規定を考えております。

安平町につきましてはその様な短時間勤務で65歳まで、フル年金になるまで救済措置を取っておるとの事ですけど、厚真町・むかわ町につきましては、無年金期間だけを救済していく。今回たまたま消防の一般職員に付きましては確かに該当者は少ないということでございます。ですが一般の職員については一般公共団体と同じように無年金になる時期が非常に早い。来年年明け4月以降について無年金になるという事で該当しております。ただ特定消防職員につきましては年金受給に付きましては優遇されており、無年金になる時期が遅れているということも有り、段階的に1歳ずつ引き上がっていく形となっております。

65歳でフル年金。今回の制度に付きましては早い時期に無年金になる一般職員と、今後数年後無年金になる方についてこれを救済するという事で再任用制度を整備をさせて頂いたという事でございます。

今回の整備に付きまして再任用職員をどの様に行っていくのかということについて、構成町にも事前にお話をし無年金期間については、とにかく救済をしようとして今回条例を制定した訳であり、フル年金までは、議員ご指摘のところでも有りますけれども、考えてはいない。

職務で御座いますが、現在一般職員につきましては本部の司令長以上の職にある者が一般職に該当いたします。消防本部の業務、例えば団員の統括事務とか表彰・研修或いは統計調査等の業務に携わって頂くということで御座います。将来特定消防職員が業務に当たる場合には、各署所における通信指令或いは広報・警備・検査・調査・団の訓練指導等業務を現在想定し洗い出しをしている段階で御座います。基本はフルタイムで働ける職を整備していく。

再任用者の予測人数に付きましても、職員の年齢構成、階級等で想定をいたしており、人件費にも当然当たるわけですがけれども、十分対応できるであろうと各構成町にもお話し申し上げご理解を頂いているところで有ります。

○議長 小笠原議員。

○小笠原議員 副管理者と考え方の違いを議論しても仕方ないですから。

理事者側としては一般組合員、厚生年金の部分年金が当たるまで再任用する、1年ということで宜しいですね。

消防長含めて、山崎さんが職を離れたときに、任用します。消防長含めて、選ばれた職員の方、その様な方は居ないと思いますが、わざわざ本部の司令長、一般組合員になって、年金63で貰えるのに65まで伸びる職種に行かないといけないのか、疑問を感じる。移ってしまったら65ですね。大きな矛盾が出てくる。命令だから行きなさい、発令行為ですから行きなさいといっても、これまた無慈悲なもので、2年も伸びる職種に行かなければならないのか、消防長になれば給料が倍になれば別ですが。このような矛盾が有る中どの様な対応をしていくのか。

もう1点、かなりの退職者が出てくる中、JRがなぜ失敗したかということあまりにも高齢者いわゆるベテランを首切っていて新規採用との引き継ぎが全く無く今の状態を含め不都合が出て来ている。

胆振東部消防組合員の年齢構成等々勘案すると定員ベースではなく諸要員として抱えて時期世代に継承していく任務が有ると思う。必然的に特定組合員の再雇用制度も考えて行かなければ胆振東部消防組合、構成町の安心安全を守られないと私は危惧している。もう一度理事者として特定組合員も再任用の対象となることに付いて再考を願うことですが如何ですか。

○議長 宮坂管理者。

○管理者 小笠原議員のご指摘も十分敬重しなければならないと思います。

安全の継承という意味では警鐘を鳴らされている事象が発生していることは承知しています。3町で構成されている胆振東部消防組合、安全と住民の負担が適正なバランスを保たなければならない側面もある。各構成町の理解を得ながら現定員を確保している。早めに職員を採用し、その様な視点でも、取り組んで対応しています。

再任用が起きる前から60定年退職というのは、この世界の決まり、使命を果たしていく。

再任用の視点は、職員の将来の不安を払拭したい。いわゆる収入が無くなるという心配を払拭して現在の職務に当たって頂きたい。再任用の道を開いた事で、構成町の中では取り扱いが現実的に違う状況が発生していますが、現在構成町の理解が得られ、無年金の方だけは、救おうと今回提案させていただいた。

これから先、組織の中の世代それぞれの技術レベルに将来不安を感じた場合は、色々な制度を活用して構成町の理解を得ながら心配を払拭していきたい。

今回の提案では、小笠原議員の考えを受け止める訳にはいかないところをご理解頂きたい。今後の取り扱いについては、検討課題にしたい。

現時点では、あくまでも無年金期間を解消する、今後については負担を伴うので構成町と協議したい。

厚真町とむかわ町に付きましては今回再任用の道を開いた所で有りそれぞれの町とのバランスを考えて行かなければならないと、理解して頂きたい。

○議長 他に質疑はありませんか。

山崎議員。

○山崎議員 無年金の期間をなくす、大変良い事だと。既に行われている消防機関の話を見ると、再任用の手を上げる人はいない、再任用で手を上げて半年で辞める人が殆どだと聞いています。役場の職員はその様なことは殆ど無い。なぜ消防だけはそうなのかと考えて見ますと、縦社会で働いてきた人が格下。

消防の特殊な職種の中で高齢になれば事務職だけでも肉体的にきつい所も有る。

そこで、役場の一般職の様に再任用に慣れて、皆さん手を上げて頂けるように。40年掛けて培ってきたノウハウを生かして頂くために、各町村で防災課等を新設して自分の要望で役場等で今までの能力を発揮出来るなど考えては。

むかわ町の議会でも質問させて頂きましたが、構成町、足並みが揃わないと進まないの、管理者として各町村に打診というか、色々な考えを進めて頂ける考えは無いのか、伺いたい。

○議長 宮坂管理者。

○管理者 山崎議員のご指摘、心配事も、的を射ていると思います。

現実に先行している消防署では山崎議員の指摘の通りの状態が発生している様で御座います。

先ほど副管理者が提案させて頂いた業務の中に指令業務が有ったが、指令だけに特化する訳には行かなく、現場に返す体制を取っているところが多い。今まで隊長・支署長だった方が隊員、機関員として業務する事が隊としての統率を取りづらく、どの様な訓練、職員の覚悟が必要なのか時間が掛かると思う。又、業務についても時間を掛けさせて頂きたい。

構成町に戻したらと言う案についても、構成町の受け入れられる人数の限界が有ると思っている。これから時間を掛けて特定消防職員の無年金期間が発生する前に、ある程度現場の職員が納得のいく制度設計をさせて頂きたい。

○議長 他に質疑はありませんか。

[「無し」という声あり]

質疑無しと認めこれで質疑を終わります。
次に、議案第3号及び議案第4号について、討論を行います。
まず、議案第3号について討論はありませんか。
小笠原議員。

○小笠原議員 私は本案に当たりましては宮坂管理者含めまして、いいたいことについては理解をしますけれども。私としまして、この再任用問題に付きまして消防議員になって数年前に一般質問させて頂いた経緯が有り。この時に当時の消防長が再任用は有る。必要な場合は定年を過ぎても採用は出来る。と回答を頂いている。それと今の中身は何ら変わりは無いと思う。再任用せよと国の流れ、年金問題が絡んでいる再任用制度と全く違う。

私はこの条例について反対しますし、また私は安平町出身の議員であり、安平町の町職員の再任用制度と多くの違いが有る事について私は賛成できないので、反対いたします。

○議長 続いて賛成討論はありますか。
山崎議員。

○山崎議員 私、基本的には心配な部分は有るが、大まかな部分で無年金期間を無くするという点では、大いに賛成したいと思えます。先ほど申したとおりこれから考え直さなければ成らない所が有ろうかと思えます。その意味も含めまして、本案に賛成したいと思えます。

○議長 他に反対討論有りませんか。

〔「無し」という声あり〕

討論無しと認めこれで討論を終わります。

議案第3号について、採決を行います。

本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

よって議案第3号は原案の通り可決することに決しました。

次に議案第4号について討論を行います。

議案第4号について討論はありませんか。

〔「無し」という声あり〕

討論無しと認めこれで討論を終わります。

議案第4号について、採決を行います。

本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

よって議案第4号は原案の通り可決することに決しました。

◎日程第7 議案第5号 胆振東部消防組合石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例の一部改正について

○議長 日程第7、議案第5号 「胆振東部消防組合石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例の一部改正について」を議題といたします。本案について説明を求めます。

藤原総務課長。

○総務課長 (説明省略)

○議長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「無し」という声あり〕
質疑無しと認めこれで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。

〔「無し」という声あり〕
討論無しと認めこれで討論を終わります。
議案第5号について、採決を行います。
本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」という声あり〕
異議なしと認めます。
よって議案第5号は原案の通り可決することに決しました。

◎日程第8 議案第 6号 胆振東部消防組合火災予防条例の一部改正について

○議長 長 日程第8、議案第 6号 「胆振東部消防組合火災予防条例の一部改正について」を議題といたします。本案について説明を求めます。
松永防災課長補佐。

○防災課長補佐 (説明省略)

○議長 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「無し」という声あり〕
質疑無しと認めこれで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。

〔「無し」という声あり〕
討論無しと認めこれで討論を終わります。
議案第6号について、採決を行います。
本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」という声あり〕
異議なしと認めます。
よって議案第6号は原案の通り可決することに決しました。

◎日程第9 議案第 7号 平成25年度胆振東部消防組合補正予算第3号について

○議長 長 日程第9、議案第 7号 「平成25年度胆振東部消防組合補正予算第3号について」を議題といたします。本案について説明を求めます。
藤原総務課長。

○総務課長 (説明省略)

○議長 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「無し」という声あり〕
質疑無しと認めこれで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。

〔「無し」という声あり〕
討論無しと認めこれで討論を終わります。
議案第7号について、採決を行います。

本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。
[「異議なし」という声あり]
異議なしと認めます。
よって議案第7号は原案の通り可決することに決しました。

◎日程第10 報告第1号 専決処分の報告について

- 議 長 日程第10、報告第1号 「専決処分の報告について」を議題といたします。本件について説明を求めます。
藤原総務課長。
○総務課長 (説明省略)
○議 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
[「無し」という声あり]
質疑無しと認め報告を終わります。

◎日程第11 報告第2号 平成25年度定期監査の結果報告について

- 議 長 日程第11、報告第2号 「平成25年度定期監査の結果報告について」議案書38ページから40ページに記載のとおり監査報告でありますので、報告済みといたします。

◎日程第12 報告第3号 現金出納例月検査の結果報告について

- 議 長 日程第12、報告第3号 「現金出納例月検査の結果報告について」議案書41ページから46ページに記載のとおり監査報告でございますので、これも報告済みといたします。

◎閉会の宣言

- 議 長 以上をもちまして、本定例会に付議された案件はすべて議了致しました。これをもって、平成25年第3回胆振東部消防組合議会定例会を閉会致します。

閉会 午後3時35分